次

目

告 示

○家畜伝染病の発生

○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止

告

示

○宮城県告示第二百七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、 次のとおり家

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和四年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

家畜伝染病の種類

宮

高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類

 \equiv 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

疑似患畜 約三万三千羽

四 発生の場所又は区域

石巻市

Ŧi. 発生年月日

令和四年三月二十五日

疑似患畜の取扱い

六

法令殺

行

宮 城 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話022(211)2267

(昭和四十三年宮城県規則第三十九号)

知事が指定する家畜、又はその死体若しくは家畜

第八条第一項の規定により、

移入及び移出の禁止区域を次のとおり指定する

(毎週火,金曜日発行)

発

○宮城県告示第二百八号

ので、 伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、 病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、 家畜伝染病まん延防止規則 第十条の規定により告示する。

指定する家畜等 令和四年三月二十五日 あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 宮城県知事

村

井

嘉

浩

移動の禁止区域

指定する家畜等の移動、

移入及び移出の禁止区域

家畜防疫対策室)

同

び四ツ小谷)、十八成浜 林下、松下、ママノ上、湊川、南、 清崎、清崎山、十八成道、熊野、 金剛田及び坂ノ上)及び長渡浜長嵐 石巻市網地浜大平、鮎川大町、 (清崎山、 黒崎、袈裟沢、笹ヶ平、 鮎川浜(伊勢下、 金剛畑、 南沢、向田、山鳥、丁、 葉ノ木沢、葉ノ木沢入、大嵐山、太田山、 一本杉、 新田、大子、 内山、 大立南、駒ヶ峯、炭焼山、 大台、大立山、鬼形山、 台畑、出島、寺下、 十八成、

移入の禁止区域

林下、 び四ツ小谷)、十八成浜 清崎、清崎山、十八成道、熊野、 金剛田及び坂ノ上)及び長渡浜長嵐 石巻市網地浜大平、 松下、ママノ上、湊川、南、 鮎川大町、 (清崎山、 黒崎、袈裟沢、笹ヶ平、 鮎川浜(伊勢下、 金剛畑、 南沢、向田、山鳥、丁、大立南、駒ヶ峯、炭焼山、 葉ノ木沢、葉ノ木沢入、大嵐山、太田山、 一本杉、 新田、 内山、 大子、 大台、 台畑、 大立山、 出島、寺下、 北

移出の禁止区域

3

戸泥、 ルミ山、 大谷川、 小積山及び寅ヶ沢)、田代浜、 (大田、笠松、 石巻市狐崎浜(後沢山、 中沢、 小寺、 苗代目及び前原)、 中田、 北山新田、 、粟ヶ崎、 桜畑、 君ヶ根、 人石山、 清水川、 小別当、 京地、 釜ノ間、 鹿立屋敷、 牧浜札砂峯山、 法元寺、 田代浜 中沢、 関の入、 蛸島、 髪剃坂、十人前、 町 大畑、 羽黒下及び丸中沢)、 (内山、 土手、 祖母田、 町裡、 給分浜、 スケカリ及び宝田浦)、 福貴屋敷、焼山、 大泊、 南向、 大永寺、 浪入田及び前田)、 五庵屋敷、 給分浜 向山及び屋敷)、 大光寺、 十八成浜、 (後山、 大入、太田習、小田浜及び風越)、 敷島、 鎮守山、 小積浜 大房、 鮎川浜金華山、大原浜 新地及び仁斗田)、 大谷川浜(川向、 十八成浜 給分、 寺道町裡、 (大小竹山、 (泊浜、 給分前田、 洞ノ口、 寺山、 一重坂、

号外第9号	令相4年3月25日	金曜日	'呂'	巩	県	公	致						(2)
5 外第 9 方	令和 4 年 3 月 25日	金曜	A	лх.			YD	谷川道山、風越山、釜田、上田、川原、清水、中井道、光沢、一ツ谷、前田、三島及び脇ノ入)	地蔵、杉、渡波滅生、根組、長渡及び船色)及び谷川浜(祝浜、岩井山、後川、大畑、大町、大	平畑)、新山浜(入畑、台、藤斜山及び不動沢)、長渡浜、長渡浜(姥婆、大金、小長渡、五味尻、「真神・多沙E・「沙・洛E・東水力で産業し」、治治・治治(声)し、「しき、おち、そ、治力で	頁皮∃、二度、%/∃、 [出当、仁喜山、牧ノ崎	渕浜、小渕浜(板橋、入の沢、大宝、狩又、カント、十八成道下、窪沢、関ノ入、大房山、トツ	(2) 中山、前田、山下及び山上)、網倉浜(釜ノ前、小網倉、笹窪、大ノ山、椿下及び戸根窪山)、小